

L I F E D E S I G N M E E T I N G企画・運営委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

呉市には、世界企業やニッチトップ企業、特色ある店舗など魅力的な事業所が多いものの、それらが認知されていないことから、多くの若者や女性が市外に仕事を求め転出しており、慢性的な人手不足に悩まされている状況である。

また、市や支援機関の支援により、チャレンジ環境は整いつつある一方で、「呉であれば何かチャレンジができる」という機運までには至っていない実情がある。

本業務では、市内で事業活動をする者等をゲストとするトークイベント「L I F E D E S I G N M E E T I N G」を企画・運営することにより、「若者・女性をはじめとした市民に対する市内事業所の認知度向上」、「若者・女性に、呉で仕事（起業を含む）をすることを、将来の選択肢の一つに加えてもらうこと」、「市内事業所の人手不足の解消及び市内での起業をはじめとしたチャレンジの増加」に寄与することを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

L I F E D E S I G N M E E T I N G企画・運営委託業務

(2) 業務内容

別添「L I F E D E S I G N M E E T I N G企画・運営委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日（金）までとする。

(4) 提案限度額（仕様書に提示した条件での上限価格）

3,500,000円（税込）

(5) 業務委託料の支払方法

本業務完了後、一括払い

3 スケジュール

- | | |
|-----------------|--------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年5月29日（金） |
| (2) 質疑書の受付期限 | 令和8年6月4日（木）午後5時まで |
| (3) 質疑書の回答期限 | 令和8年6月11日（木）まで |
| (4) 参加表明書等の提出期限 | 令和8年6月19日（金）午後5時まで |
| (5) 企画提案書等の提出期限 | 令和8年6月30日（火）午後5時まで |
| (6) 選定委員会の開催 | 令和8年7月10日（金） |
| (7) 審査結果の公表 | 令和8年7月中旬 |
| (8) 契約締結 | 令和8年7月中旬 |

※上記の日程は変更する場合がある。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 呉市内に事業所を有し、且つ法人格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく資格制限を受けていないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、営業停止処分の措置を受けていないこと。
- (4) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

5 書類の提出先等

- (1) 事務局 呉市産業部商工振興課商業グループ
- (2) 所在地 〒737-8501
呉市中央4丁目1番6号（市役所本庁舎5階）
- (3) 電話 0823-25-3815
- (4) メールアドレス syoukou@city.kure.lg.jp

6 提出書類等の入手方法

呉市ホームページからダウンロードすること。

※呉市ホームページ (<https://www.city.kure.lg.jp/>) から「しごと情報」へ進み、「しごと情報」ページの「カテゴリー」にある「募集」から「プロポーザル」を選択するとプロポーザルに関するページが表示される。

7 質疑書の受付と回答

(1) 質疑書の受付

ア 本要領及び仕様書の内容に疑義や質問がある場合は、質疑書（様式1）により行うこと。

イ 質疑書の受付は、令和8年6月4日（木）午後5時までとする。

ウ 質疑書の提出は、事務局へ電子メールにより送信すること。また、電子メールの標題には、「L I F E D E S I G N M E E T I N Gに係る質疑書」の文字列を必ず記し、電子メールの送信後は事務局に架電して受信の確認を行うこととする。

エ 電話や口頭による質疑、提出期限後の質疑及び企画提案書等の作成に関連がないと事務局が判断する事項についての質疑は、一切受け付けない。

(2) 質疑書への回答

ア 質疑に対する回答は、質疑書を受け付けた日から概ね5日以内に呉市ホームページに掲載する。

イ 回答に対する問い合わせ及び異議申し立ては、原則、受け付けない。

ウ ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

8 参加表明書等の提出

(1) 本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書（様式2）に次の書類を添付して提出することとする。

ア 会社概要を示す資料（A4判1枚に会社名、住所、設立年月、資本金、職員数等を記載しているもの。会社のリーフレット等、様式は任意とする。）

イ 法人税、消費税及び地方消費税についての未納がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3）の原本又はその写し。※税務署で申請日前3カ月以内に作成されたもの。

(2) 提出部数 各1部

(3) 提出期限 令和8年6月19日（金）午後5時必着

(4) 提出場所 5に同じ

(5) 提出方法 持参又は郵送により提出すること。

・持参による場合は、開庁日の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

・郵便等による場合は、配達完了が確認できる郵便又は宅配便によるものとし、提出期限までに必着させること。

9 企画提案書等の提出

(1) 企画提案項目

本プロポーザルに当たっては、次の全ての項目について提案を行う。

ア 本業務に対する取組方針及び業務遂行に当たっての要点

イ その他、本業務の遂行において必要と考えられる事項及び独自の提案、工夫等

(2) 提案書類

	提出書類	様式等
1	表紙（申込書）	任意様式 A4サイズ
2	企画提案書	
3	事業スケジュール	
4	事務実績及び実施体制	
5	見積書	

※別表「L I F E D E S I G N M E E T I N G企画・運営委託業務事業者選定審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づいた審査を行うため、その順番に配慮した構成とすること。

※企画提案書には、次の項目を必ず盛り込むこと。

- ① 事業目的の解釈及び事業を通じて期待できる効果
- ② L I F E D E S I G N M E E T I N Gとして実施するプログラム
- ③ 提案プログラムの目標（参加者数、実施回数等）、効果及び3年後を見据えた計画
- ④ 広報・集客方法

⑤ 提案者が②～④を実施可能な理由（例 実績や保有する人材・体制等）

(3) 提出部数，場所，期限及び方法

ア 提出部数 正本 1部
副本 8部

※正本がカラー印刷を含む場合は，副本もカラー印刷とすること。

イ 提出場所 5に同じ

ウ 提出期限 令和8年6月30日（火）午後5時必着

エ 提出方法 8(5)に同じ

(4) 留意事項

ア 提案は，1者につき1提案とする。

イ 表紙を除き，会社名等の提案者が特定される情報は記載しないこととする。

ウ 表紙及び目次を除いて，企画提案書には通し番号又はページを付することとする。

エ 市販のA4判2穴ファイル等に編冊すること。その際，編冊した状態で，提案書の内容が確認できるよう配慮すること。また，提案書はステープラ等で留めないこととする。

オ 提出された企画提案書等を受理した後，提案者による加筆及び修正は認めないこととする。

カ 企画提案書等の受理された書類は，提案者に返却しないこととする。

キ 企画提案に要する費用は提案者の負担とする。

10 辞退

参加表明書の提出後に辞退をする場合は，辞退（取下）届出書（様式3）を事務局に提出（提出方法は8(5)に同じ）する。

11 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

(1) 提出された書類の提出方法，提出先，期限に示された条件に適合しない場合

(2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合

(3) 委託限度額を超えた場合

(4) 提案者が，本要領提示の日から当該業務委託の契約の日までの間に，呉市から指名停止等の措置を受けた場合

(5) 提案者が，契約締結日までに会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続の開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた場合

(6) 企画提案書等（表紙を除く）の内容及びプレゼンテーション時に提案者を特定することができる表現・言動を用いた場合

(7) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

12 企画提案書の審査方法

(1) 審査は，L I F E D E S I G N M E E T I N G企画・運営委託業務事業者選定

- 委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。なお、選定委員会は非公開とする。
- (2) 採点は、別表に基づいて行い、各委員の採点順位ごとに定められた配点の合計の高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
 - (3) 配点の合計が同一の提案者が生じた場合は、各委員の採点順位で第1位を獲得した数が多い提案者を上位とする。それでも決定しない場合は、別表に基づいて行った各委員の採点合計が高い提案者を上位とする。
ただし、別表に基づいて行った各委員の採点平均が60点を下回る場合には失格とする。なお、全員が失格となった場合には、再度募集する。
 - (4) 提案が1者の場合においても、審査を行い、別表に基づいて行った各委員の採点平均が60点以上の場合には、優先交渉権者とする。当該条件を満たさなかった場合は、再度募集する。

1 3 選定結果の公表

- (1) 選定委員会による選定結果については、提案事業者全員に通知する。また、選定結果の公表に当たっては、優先交渉権者を呉市ホームページ上で公表する。
- (2) 選定結果に関する問い合わせ、異議申し立ては、原則受け付けない。

1 4 契約手続等

- (1) 選定委員会により選定された優先交渉権者と、提案内容に基づき協議を行い、必要に応じて修正を行う。その後、協議が整い次第、本業務に係る随意契約を締結する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）。
- (2) 呉市と優先交渉権者の本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合又は優先交渉権者が辞退又は本実施要領の規定に違反した等の理由により、本業務を受託できなくなった場合は、次点交渉権者と本業務委託について交渉を行う。

1 5 その他

- (1) 本プロポーザルに係る企画提案書等の作成、提出等に要する一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書等の作成において入手した呉市の情報、個人情報等は適正に管理し、情報漏洩、不正使用等を行わないこととする。
- (3) 呉市は、提出された書類を、本プロポーザルによる委託事業者の選定以外の目的に無断で使用しない。なお、呉市が本プロポーザルに関する報告、公表等必要な場合には、事業者の承諾を得ずに企画提出書類等は無償で利用又は複製をすることができるものとする。
- (4) 企画提出書類等は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがあるものとする。
- (5) 採択された企画提案書等の著作権は、呉市に帰属するものとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (7) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会及び呉市産業部商工振興課が協議して決定する。

L I F E D E S I G N M E E T I N G企画・運営委託業務 事業者選定審査基準

審査項目	審査内容	配点
企画提案内容	① 本業務の目的を理解できており，目的の達成が期待できる提案となっているか。	10点
	② 若者及び女性に対して，参加したくなるテーマ設定やゲスト選定となっているか。	20点
	③ 市内で事業活動を行う事業者の魅力や多様性が伝わる構成になっているか。	15点
	④ 対象者を十分に集められる広報計画，周知方法の設計等ができているか。	20点
業務実績	⑤ ②～④を期待できる実績・人材を有しているか。	10点
業務実施体制	⑥ 本業務の遂行能力が高い組織体制であり，合理的な実施スケジュールや次年度以降も持続可能な提案となっているか。	15点
経費見積	⑦ 経費の妥当性	10点

※順位ごとの配点

順位ごとの配点は次のとおりとする。

1位	20点
2位	12点
3位	8点
4位以下	0点